

橿原市観光交流センター 物産コーナー出品要領

1 趣旨

この要領は、橿原市観光交流センター物産コーナーへの県産品の出品に関し必要な事項を定めるものとする。

2 制度の目的

橿原市観光交流センター物産コーナーにおいて、県産品を出品する機会を提供することにより、その過程で得られる消費者ニーズの把握、販売情報の取得等出品者のマーケティング活動に対する支援と販売を行うことを目的とする。

3 対象商品

出品の対象となる商品は、次に掲げるものとする。

- (1) お土産物となる食品および工芸品等
- (2) 次に掲げる食品及び工芸品であって、食品にあつては、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号）その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの
 - ア 県内で生産又は採取された産品
 - イ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品
 - ウ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品
 - エ 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品
- (3) (2) に掲げるもの以外の商品で、橿原市と橿原市観光交流センター指定管理者（以下「管理者」という。）と奈良交通株式会社（以下「奈良交通」という。）が協議して認めるもの

4 応募資格

応募資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (2) その他3に掲げる商品を出品しようとするもので橿原市が認めるもの

5 応募方法

(1) 申請先

橿原市観光交流センター物産コーナーに出品を希望する県内事業者等は、出品申請書（別記様式）に現物等を添えて、管理者に申請するものとする。

(2) 募集期間

随時受け付けるものとする。

6 出品商品の決定

管理者は、出品申請書等の内容を審査し、対象商品及び応募資格に適合すると認めるときは、当該商品の出品を決定するものとする。ただし、管理者は、施設、設備の制約等により出品を留保することができる。

7 出品商品の取扱い

管理者は、出品商品を決定したときは、次に掲げる方法により当該商品の展示及び販売を行う。

(1) 商品の展示・紹介

① 展示の方法等

(ア) 商品陳列棚を活用し、POP等によりセールスポイントを強調し紹介する方法

(イ) 出品者が自ら商品を紹介する方法

(ウ) (ア)及び(イ)を組み合わせで行う方法

② 展示期間

商品陳列期間は、食品にあつては原則3か月程度とし、食品以外にあつては原則6か月程度とし、その期間の経過後、販売動向や消費者ニーズ等を取りまとめた上、その後の展示期間について協議する。

(2) 商品の販売

奈良交通は、商品の販売にあつては、販売に係る事項及び販売手数料に関し、出品者と協議の上で行うものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、橿原市観光交流センター物産コーナーへの新規出品等について必要な事項は管理者が定める。

附則 この要領は、平成23年4月1日より施行する。